

# 愛するこどもの命綱

お子様を車に乗せるときは  
**必ずチャイルドシート**  
を使用しましょう

**6歳未満の幼児を乗せて車を運転するときは、チャイルドシートの使用が義務づけられています。**

また、6歳以上であってもシートベルトが正しく着用できないときは、チャイルドシートを使用しましょう。

## チャイルドシートは正しく 使用しましょう

- ・できるだけ後部座席に設置しましょう。
- ・国の安全基準への適合が確認されたチャイルドシートを使用しましょう。

### チャイルドシート安全基準マーク

国土交通省の安全基準に適合したものには右図のような型式認定マークがチャイルドシートに表示されています。チャイルドシートを選ぶときは、型式認定マークがついているか確認しましょう。



子供を守るチャイルドシート  
(警察庁HP)

チャイルドシートの使い方  
(ナスバ「自動車事故対策機構」HP)



ありがとう!



奈良県